

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置等の延長と一部変更)

2021年5月24日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、5月31日午前6時までとなっています。

今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです。(なお、5月19日に当館からお知らせを発出しておりますが、その後、大きな変更点はありません。)

●自家用車・タクシー等への乗車人数制限:

- ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は、運転手含めて4人まで可。
- ・9人乗りまでの自家用車・タクシー等は、運転手含めて5人まで可。

※未成年の子供が親と同乗する場合は、人数制限の対象外。

※介助を要する者は付き添い1人まで可。

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210524_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210524_gaishutsu.pdf

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp